

○ 議員間討議

【 委員会における議員間討議の進め方 】(案)

①会派での論点整理

招集日までに会派内で議案についての協議を行い、議員間で討議すべき課題・論点とそのために説明員に確認する必要がある疑問点を洗い出す。

②委員会での論点整理

①をもとに委員同士で協議し、議員間で討議すべき課題・論点や、詳細な提案説明を要する議案、説明員に確認する必要がある疑問点を委員会として整理する。

※ 議案審査は、個々の議員が行うのではなく、委員会として行う。

③説明員からの議案説明

委員会において、より詳細な説明を要する議案について説明を求める。

④質疑

②で整理された疑問点について質疑を行い、委員同士の共通認識のもと、疑義の解消を図る。

※ 質疑は議員全員で案件の内容を聞き疑義を解明し、ある程度共通の理解を持つことをねらいとしています。(議会運営の実際2)

⑤議員間討議

質疑を踏まえ課題・論点の再整理を行い、委員会としてどう扱うか、どう判断するのかを討議し、委員会としての方向性を決める。(修正等)

⑥討論・採決